

地域医療情報ネットワークシステム運用規程

(目的)

第1条 この規程は、いちき串木野市医療介護連携協議会（以下、「協議会」という。）が運営する地域医療情報ネットワークシステム（以下、呼称を「さくらネット」という。）の安全かつ円滑な運用を図り、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(運営管理)

第2条 さくらネットの総括的な運営は協議会が行う。

(運営管理者)

第3条 さくらネットの運営管理にあたり、協議会内に運営管理者を置き、協議会理事長（以下「理事長」という。）が指名する。

(運営管理者の責務)

第4条 運営管理者は、さくらネットの運用、機密保持、情報管理について責任を負うものとする。

- 2 運営管理者は、第10条に定めるさくらネット運営委員会によって承認された施設に電子証明書を発行することができる。
- 3 運営管理者は、さくらネットが適正に利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用が認められる場合には、改善を求めることができるものとし、必要に応じて発行した電子証明書を取り消すことができるものとする。
- 4 運営管理者は、利用者に対して、さくらネットを適正に利用するための研修を実施しなければならない。
- 5 運営管理者は、患者または利用者からのさくらネットに関する意見等を受け入れる相談窓口を設置しなければならない。

(管理責任者)

第5条 さくらネットを利用する施設の長は、その管理責任を負うものとする。また、さくらネットの安全な管理・運用のために当該施設に管理責任者を配置しなければならない。

- 2 さくらネットを利用する施設の長は、前項の管理責任者の役職・氏名を運営管理者に届け出なければならない。

(管理責任者の責務)

第6条 管理責任者は、当該施設内でさくらネットを利用する職員に対して、ID およびパスワード（以下、「PW」という）を付与することができる。その際は、利用者ごとにID およびPW を付与しなければならない。

- 2 管理責任者は、各利用者に付与したID およびPW を管理しなければならない。
- 3 管理責任者は、当該施設内でさくらネットが適正に利用されているか監視するものとする。また、不適正な利用が認められる場合には改善を求めることができるものとし、必要に応じて付与したID およびPW を取り消すことができるもの

とする。

- 4 管理責任者は、施設内で起きた不適正利用などの事実を運営管理者へ報告する義務を負う。

(利用者)

第7条 利用者とは、協議会加入施設の職員であり、さくらネットを操作・閲覧する者をいう。

(利用者の責務)

第8条 利用者がさくらネットを利用するに際しては、本規程のほか、「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」、「鹿児島県個人情報保護条例（平成21年3月27日鹿児島県条例第17号）」およびその他の法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、さくらネットを通じて入手した診療に関する情報（以下、「医療情報」という）については、適正利用に努めるとともに、診察、説明および閲覧目的以外に利用してはならない。
- 3 利用者は、付与されたIDおよびPWを適正に管理し、他の者に利用させてはいけない。
- 4 利用者は、セキュリティを維持するために、さくらネットに接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 5 利用者は、さくらネット利用時に発生した事象を管理責任者へ報告する義務を負う。

(利用申請)

第9条 さくらネットを利用しようとする施設は、協議会に入会し、「地域医療情報ネットワークシステム（さくらネット）利用施設申請書」を協議会理事長に提出するものとする。

- 2 利用申請があった場合は、次条のさくらネット運営委員会で協議を行い、承認を得る必要がある。なお、本規程施行前からさくらネットを利用している施設は、この限りではない。

(さくらネット運営委員会)

第10条 さくらネット運営委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は運営管理者が兼務する。
- 3 副委員長ならびに委員は、委員長が指名する。
- 4 運営委員会は、公開を原則とする。
- 5 運営委員会の事務局を協議会内に置く。

(利用時間)

第11条 さくらネットの利用は365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合、利用者に対して事前に通知した上で運用を停止する。また、不定期に必要と

なった保守点検・修理の際は、予告なく運用を停止する場合があります。

(機能の変更等)

第 12 条 さくらネットの良好な運用を維持するために必要な場合、さくらネットに関する機能や利用時間の変更または停止を行う。

2 前項の規定により変更または停止するときは、利用者に対して事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他運営管理者が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

(医療情報の利用と患者同意)

第 13 条 運営管理者の管理対象となる医療情報は、さくらネットを介して送受信されるすべての個人情報とする。

2 さくらネットを利用して医療情報を共有する場合は、患者にさくらネットを説明し、承諾を得て同意書を得なければならない。

3 さくらネットで患者の医療情報を利用できるのは、当該患者から同意書を取得した施設の利用者に限られるものとする。

4 さくらネットへの同意は、さくらネットに参加している施設に包括的に適用されるものである。

5 前項の医療情報の利用は、患者から同意撤回の届出があるまで有効とする。

(医療情報の取扱い)

第 14 条 さくらネットで取得した医療情報の取扱いは次の各号のとおりとする。

(1) 責任の所在は、原則として閲覧している利用者および施設に帰属する。

(2) さくらネットで取得した医療情報は、自院の診療録の一部であるという認識を持ち、自院の診療録と同様に慎重に扱わなければならない。

(3) さくらネットで取得した医療情報を直接印刷することや他の媒体 (USB 等) で持ち出すことは、診療に関わる場合を除き原則として禁止する。ただし、患者またはその家族に説明用として紙で渡す場合や匿名化を条件として学術目的で利用する場合は、この限りではない。

(利用端末)

第 15 条 携帯用端末 (ノート型パソコン、iPad、モバイル Wi-Fi ルーター等) でさくらネットに接続する場合は、端末の紛失・盗難に十分注意するとともに、端末起動時に必ず PW 認証を設定しなければならない。

2 携帯用端末貸与は、協議会に入会し、「携帯用端末貸借に関する覚書」を理事長に提出するものとする。

3 貸与されている携帯用端末は、故障・修理が発生した場合には速やかに理事長に報告しなければならない。修理費用は借受者の負担とする。

(通信内容の削除)

第 16 条 通信内容が次の各号に該当する場合、運営管理者はその内容を削除するもの

とする。

(1) 通信内容が利用者相互の信頼関係を失墜させる恐れがあるとき。

(2) 通信内容が法令等に違反しているとき

(運用規程の変更)

第 17 条 この運用規程を変更する場合は、さくらネット運営委員会で協議の上決定し、理事会および総会にその旨を報告するものとする。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項についてはさくらネット運営委員会において定めるものとする。ただし、緊急その他、運営管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。